

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年4月5日

【会社名】 株式会社ネオマーケティング

【英訳名】 NEO MARKETING Inc .

【代表者の役職氏名】 代表取締役 橋本 光伸

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区南平台町16番25号

【電話番号】 03 - 6328 - 2880(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 秋田 誠

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区南平台町16番25号

【電話番号】 03 - 6328 - 2880(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 秋田 誠

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	324,530,000円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	397,900,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	119,370,000円

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年3月19日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集230,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2021年4月2日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し299,000株(引受人の買取引受による売出し230,000株・オーバーアロットメントによる売出し69,000株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項並びに「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (ストック・オプション等関係)」、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 2 取得者の概況」、「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
- (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
- (1) 新規発行による手取金の額
- (2) 手取金の使途

#### 第2 売出要項

- 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)
- 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

#### 募集又は売出しに関する特別記載事項

3. ロックアップについて
4. 親引け先への販売について

### 第二部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
- (2) 新株予約権等の状況  
ストックオプション制度の内容

#### 第5 経理の状況

- 1 連結財務諸表等
- (1) 連結財務諸表  
注記事項  
(ストック・オプション等関係)

### 第四部 株式公開情報

- 第2 第三者割当等の概況
- 2 取得者の概況
- 第3 株主の状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部 【証券情報】

### 第 1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	230,000(注) 2 .	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 . 2021年 3月19日開催の取締役会決議によっております。

- 2 . 発行数については、2021年 3月19日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数40,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数190,000株の合計であります。したがって本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、2021年 4月 2日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 3 . 当社は、いちよし証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、10,000株を上限として、福利厚生を目的に、ネオマーケティング従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
- 4 . 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	230,000(注) 2 .	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 . 2021年 3月19日開催の取締役会決議によっております。

- 2 . 発行数については、2021年 3月19日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数40,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数190,000株の合計であります。したがって本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 3 . 当社は、いちよし証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、10,000株を上限として、福利厚生を目的に、ネオマーケティング従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請してあります。いちよし証券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 . 親引け先への販売について」をご参照下さい。  
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
- 4 . 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

## 2 【募集の方法】

(訂正前)

2021年4月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は2021年4月2日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分		発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集				
入札方式のうち入札によらない募集				
ブックビルディング方式	新株式発行	40,000	56,440,000	30,544,000
	自己株式の処分	190,000	268,090,000	
計(総発行株式)		230,000	324,530,000	30,544,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2021年3月19日開催の取締役会決議に基づき、2021年4月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,660円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は381,800,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

2021年4月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は2021年4月2日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,411円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分		発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集				
入札方式のうち入札によらない募集				
ブックビルディング方式	新株式発行	40,000	56,440,000	31,832,000
	自己株式の処分	190,000	268,090,000	
計(総発行株式)		230,000	324,530,000	31,832,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2021年3月19日開催の取締役会決議に基づき、2021年4月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 仮条件(1,660円～1,800円)の平均価格(1,730円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は397,900,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

### 3 【募集の条件】

#### (2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位(株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	未定 (注) 2 .	未定 (注) 3 .	100	自 2021年4月14日(水) 至 2021年4月19日(月)	未定 (注) 4 .	2021年4月21日(水)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2021年4月2日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年4月13日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 . 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2021年4月2日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2021年4月13日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2021年3月19日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2021年4月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5 . 株式受渡期日は、2021年4月22日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 . 申込み在先立ち、2021年4月6日から2021年4月12日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 . 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位(株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	1,411	未定 (注) 3 .	100	自 2021年4月14日(水) 至 2021年4月19日(月)	未定 (注) 4 .	2021年4月21日(水)

- (注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。  
仮条件は、1,660円以上1,800円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年4月13日に引受価額と同時に決定する予定であります。需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。
- 独自の調査モデルを持ち、顧客のマーケティングプロセスに関し一貫貫したサービスラインを提供している。  
マーケティングのコンサル支援企業として大手企業も顧客としており、安定的な成長が見込まれる。  
今後の成長には人的要素が大きく、人材確保・育成に留意する。  
以上の評価に加え、類似会社との比較、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,660円～1,800円の範囲が妥当であると判断いたしました。
- 2 . 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,411円)及び2021年4月13日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2021年3月19日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2021年4月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。
- 5 . 株式受渡期日は、2021年4月22日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 . 申込み在先立ち、2021年4月6日から2021年4月12日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 . 引受価額が会社法上の払込金額(1,411円)を下回る場合は本募集を中止いたします。

#### 4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
いちよし証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、2021年4月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
あかつき証券株式会社	東京都中央区日本橋小舟町8番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
計		230,000	

(注) 1. 2021年4月2日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2021年4月13日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
いちよし証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号	115,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、2021年4月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	36,800	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	13,800	
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	13,800	
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	13,800	
あかつき証券株式会社	東京都中央区日本橋小舟町8番1号	4,600	
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号	4,600	
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号	4,600	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	4,600	
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号	4,600	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	4,600	
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	4,600	
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	4,600	
計		230,000	

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(2021年4月13日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び 2. 3. の番号変更

## 5 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
351,256,000	17,000,000	334,256,000

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,660円)を基礎として算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
366,068,000	17,000,000	349,068,000

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,660円～1,800円)の平均価格(1,730円)を基礎として算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額334,256千円については、当社グループの事業運営上のリスクでもある人材の確保と維持についての対策と合わせて業容拡大に応じて急務となっている優秀な人材獲得の採用費として、2021年9月期に10,500千円、2022年9月期に16,800千円、2023年9月期に18,900千円、前述の獲得人材の獲得期の人件費として、2021年9月期に30,000千円、2022年9月期に48,000千円、2023年9月期に54,000千円、新卒研修を除いた従業員のスキルアップ研修として、2021年9月期に3,100千円、2022年9月期・2023年9月期に各2,650千円を計画しております。

また、地方の優良企業をターゲットとする営業戦略から拠点設置に伴う設備投資として、2021年9月期に5,000千円、2022年9月期に3,000千円、中期経営計画に基づく新規顧客獲得を達成するため当社グループのサービスの知名度向上とブランディングのための広告宣伝費として、2021年9月期・2022年9月期・2023年9月期に各2,000千円、事業拡大施策としてのマーケティング費として、2021年9月期に7,800千円、2022年9月期・2023年9月期に各10,200千円を計画しております。

その他、2023年9月期末に自己資本比率65%以上とする中期経営計画のもと、金融機関からの借入金の返済として2021年9月期に50,000千円、2022年9月期に30,000千円を計画しております。

なお、残額につきましては、前述の金融機関からの借入金の返済とは別に2021年9月期の金融機関からの借入金の返済資金に充当する予定であります。

(訂正後)

上記の手取概算額349,068千円については、当社グループの事業運営上のリスクでもある人材の確保と維持についての対策と合わせて業容拡大に応じて急務となっている優秀な人材獲得の採用費として、2021年9月期に10,500千円、2022年9月期に16,800千円、2023年9月期に18,900千円、前述の獲得人材の獲得期の人件費として、2021年9月期に30,000千円、2022年9月期に48,000千円、2023年9月期に54,000千円、新卒研修を除いた従業員のスキルアップ研修として、2021年9月期に3,100千円、2022年9月期・2023年9月期に各2,650千円を計画しております。

また、地方の優良企業をターゲットとする営業戦略から拠点設置に伴う設備投資として、2021年9月期に5,000千円、2022年9月期に3,000千円、中期経営計画に基づく新規顧客獲得を達成するため当社グループのサービスの知名度向上とブランディングのための広告宣伝費として、2021年9月期・2022年9月期・2023年9月期に各2,000千円、事業拡大施策としてのマーケティング費として、2021年9月期に7,800千円、2022年9月期・2023年9月期に各10,200千円を計画しております。

その他、2023年9月期末に自己資本比率65%以上とする中期経営計画のもと、金融機関からの借入金の返済として2021年9月期に50,000千円、2022年9月期に30,000千円を計画しております。

なお、残額につきましては、前述の金融機関からの借入金の返済とは別に2021年9月期の金融機関からの借入金の返済資金に充当する予定であります。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

2021年4月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	230,000	381,800,000	沖縄県那覇市 小林 康裕 78,000株 東京都墨田区 村上 直 45,000株 東京都新宿区西新宿1丁目25番1号 新宿センタービル46階 株式会社エイジェック 43,000株 東京都稲城市 原島 茂雄 30,000株 愛知県名古屋市瑞穂区 葛山 博志 25,000株 東京都品川区 藤元 拓志 5,000株 東京都港区 中川 達也 4,000株
計(総売出株式)		230,000	381,800,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,660円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

2021年4月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	230,000	397,900,000	沖縄県那覇市 小林 康裕 78,000株 東京都墨田区 村上 直 45,000株 東京都新宿区西新宿1丁目25番1号 新宿センタービル46階 株式会社エイジェック 43,000株 東京都稲城市 原島 茂雄 30,000株 愛知県名古屋市瑞穂区 葛山 博志 25,000株 東京都品川区 藤元 拓志 5,000株 東京都港区 中川 達也 4,000株
計(総売出株式)		230,000	397,900,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、仮条件(1,660円~1,800円)の平均価格(1,730円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

### 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	69,000	<u>114,540,000</u>	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 いちよし証券株式会社 69,000株
計(総売出株式)		69,000	<u>114,540,000</u>	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、いちよし証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、いちよし証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。  
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,660円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	69,000	<u>119,370,000</u>	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 いちよし証券株式会社 69,000株
計(総売出株式)		69,000	<u>119,370,000</u>	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、いちよし証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、いちよし証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。  
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(1,660円～1,800円)の平均価格(1,730円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 3. ロックアップについて

(訂正前)

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主であり当社取締役である橋本光伸及び荒池和史並びに当社株主であり当社執行役員である今泉陽介並びに当社株主であり売出人かつ貸株人である小林康裕並びに当社株主であり売出人かつ当社取締役である原島茂雄、藤元拓志及び中川達也並びに当社株主であり売出人かつ当社従業員である村上直並びに当社株主であり売出人である株式会社エイジェック及び葛山博志並びに当社株主である株式会社エムスリードリームインベスター及び株式会社TRMブラザーズは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2021年7月20日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社の株主であり取締役かつ新株予約権を保有する荒池和史、及び当社の株主であり取締役かつ売出人かつ新株予約権を保有する中川達也及び当社の株主であり執行役員かつ新株予約権を保有する今泉陽介は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社株式の売却等は行わない旨合意しております。

さらに、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

(訂正後)

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主であり当社取締役である橋本光伸及び荒池和史並びに当社株主であり当社執行役員である今泉陽介並びに当社株主であり売出人かつ貸株人である小林康裕並びに当社株主であり売出人かつ当社取締役である原島茂雄、藤元拓志及び中川達也並びに当社株主であり売出人かつ当社従業員である村上直並びに当社株主であり売出人である株式会社エイジェック及び葛山博志並びに当社株主である株式会社エムスリードリームインベスター及び株式会社TRMブラザーズは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2021年7月20日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社の株主であり取締役かつ新株予約権を保有する荒池和史、及び当社の株主であり取締役かつ売出人かつ新株予約権を保有する中川達也及び当社の株主であり執行役員かつ新株予約権を保有する今泉陽介並びに当社の株主であり従業員かつ売出人かつ新株予約権を保有する村上直は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

さらに、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2021年10月18日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

(訂正前)

記載なし

(訂正後)

#### 4. 親引け先への販売について

##### (1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	ネオマーケティング従業員持株会 (理事長 今泉 陽介) 東京都渋谷区南平台町16番25号
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定(「第1 募集要項」における募集株式のうち、10,000株を上限として、2021年4月13日(発行価格等決定日)に決定される予定。)
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の従業員で構成する従業員持株会であります。

##### (2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

##### (3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格決定日(2021年4月13日)に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

## (4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エムスリード ルームインベスター	東京都渋谷区神宮前6丁目 23番4号 桑野ビル2階	658,000	27.61	658,000	25.18
橋本 光伸	神奈川県川崎市高津区	498,800	20.93	498,800	19.09
株式会社TRMブラザーズ	東京都品川区北品川1丁目 9番7号 トップルーム品川1015号	288,000	12.08	288,000	11.02
小林 康裕	沖縄県那覇市	212,400	8.91	134,400	5.14
ネオマーケティング従業員持株会	東京都渋谷区南平台町16番 25号	94,000	3.94	104,000	3.98
村上 直	東京都墨田区	127,200 (1,600)	5.34 (0.07)	82,200 (1,600)	3.15 (0.06)
株式会社エイジェック	東京都新宿区西新宿1丁目 25番1号 新宿センタービル46階	120,400	5.05	77,400	2.96
荒池 和史	東京都立川市	50,000 (6,000)	2.10 (0.25)	50,000 (6,000)	1.91 (0.23)
原島 茂雄	東京都稲城市	78,400	3.29	48,400	1.85
葛山 博志	愛知県名古屋市長瑞穂区	64,400	2.70	39,400	1.51
計	-	2,191,600 (7,600)	91.96 (0.32)	1,980,600 (7,600)	75.79 (0.29)

- (注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2021年3月19日現在のものです。
2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2021年3月19日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(上限の10,000株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

## (5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

## (6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

## 第二部 【企業情報】

### 第4 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (2) 【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

##### 第1回新株予約権

決議年月日	2016年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社子会社取締役 1 当社従業員 90 (注)4 .
新株予約権の数(個)	196 (注)1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 39,200[78,400] (注)1 . 3 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	165[82.5] (注)2 . 3 .
新株予約権の行使期間	自 2018年6月29日 至 2026年6月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 165[82.5] (注)2 . 3 . 資本組入額 82.5[41.25] (注)2 . 3 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りでない。 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とするものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものとする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数に乗じて得られる額とするものとする。 新株予約権を行使できる期間 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとするものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>ア.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>イ.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記アの資本金等増加限度額から前記アに定める増加資本金の額を減じた額とするものとする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>ア.当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>イ.新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得するものとする。</p>
--------------------------	--

最近事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、これらの事項に変更はありませんが、提出日の前月末現在から本書提出日現在(2021年3月19日)にかけて変更された事項については、本書提出日現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(省略)

## 第2回新株予約権

決議年月日	2016年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の数(個)	46 (注) 1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,200[18,400] (注) 1 . 3 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	165[82.5] (注) 2 . 3 .
新株予約権の行使期間	自 2016年7月7日 至 2026年7月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 165[82.5] (注) 2 . 3 . 資本組入額 82.5[41.25] (注) 2 . 3 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役会が認める社外協力者の地位にあることを要する。 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とするものとする。</p> <p>新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものとする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とするものとする。</p> <p>新株予約権を行使できる期間 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとするものとする。</p> <p>新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>ア.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>イ.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記アの資本金等増加限度額から前記アに定める増加資本金の額を減じた額とするものとする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>ア.当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>イ.新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得するものとする。</p>
---------------------------------	---

最近事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、これらの事項に変更はありませんが、提出日の前月末現在から本書提出日現在(2021年3月19日)にかけて変更された事項については、本書提出日現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(省略)

第3回新株予約権

決議年月日	2018年9月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社子会社取締役 1 当社従業員 63 (注)4 .
新株予約権の数(個)	101 (注)1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,200[40,400] (注)1 . 3 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	695[347.5] (注)2 . 3 .
新株予約権の行使期間	自 2020年9月7日 至 2028年9月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 695[347.5] (注)2 . 3 . 資本組入額 347.5[173.75] (注)2 . 3 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りでない。 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とするものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものとする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とするものとする。 新株予約権を行使できる期間 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとするものとする。 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 ア.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 イ.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記アの資本金等増加限度額から前記アに定める増加資本金の額を減じた額とするものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>ア.当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>イ.新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得するものとする。</p>
--------------------------	---

最近事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、これらの事項に変更はありませんが、提出日の前月末現在から本書提出日現在(2021年3月19日)にかけて変更された事項については、本書提出日現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(省略)

#### 第4回新株予約権

決議年月日	2019年9月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 23 (注)4 .
新株予約権の数(個)	31 (注)1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,200[12,400] (注)1 . 3 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	705[352.5] (注)2 . 3 .
新株予約権の行使期間	自 2021年9月19日 至 2029年9月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 705[352.5] (注)2 . 3 . 資本組入額 352.5[176.25] (注)2 . 3 .
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とするものとする。</p> <p>新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものとする。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とするものとする。</p> <p>新株予約権を行使できる期間 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとするものとする。</p> <p>新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>ア.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>イ.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記アの資本金等増加限度額から前記アに定める増加資本金の額を減じた額とするものとする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>ア.当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>イ.新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得するものとする。</p>
--------------------------	--

最近事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、これらの事項に変更はありませんが、提出日の前月末現在から本書提出日現在(2021年3月19日)にかけて変更された事項については、本書提出日現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(省略)

(訂正後)

第1回新株予約権

決議年月日	2016年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社子会社取締役 1 当社従業員 90 (注)4 .
新株予約権の数(個)	196 (注)1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 39,200[78,400] (注)1 . 3 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	165[83] (注)2 . 3 .
新株予約権の行使期間	自 2018年6月29日 至 2026年6月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 165[83] (注)2 . 3 . 資本組入額 82.5[42] (注)2 . 3 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りでない。 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とするものとする。</p> <p>新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものとする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とするものとする。</p> <p>新株予約権を行使できる期間 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとするものとする。</p> <p>新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>ア.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>イ.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記アの資本金等増加限度額から前記アに定める増加資本金の額を減じた額とするものとする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>ア.当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>イ.新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得するものとする。</p>

最近事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、これらの事項に変更はありませんが、提出日の前月末現在から本書提出日現在(2021年3月19日)にかけて変更された事項については、本書提出日現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(省略)

## 第2回新株予約権

決議年月日	2016年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の数(個)	46 (注) 1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,200[18,400] (注) 1 . 3 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	165[83] (注) 2 . 3 .
新株予約権の行使期間	自 2016年7月7日 至 2026年7月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 165[83] (注) 2 . 3 . 資本組入額 82.5[42] (注) 2 . 3 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役会が認める社外協力者の地位にあることを要する。 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とするものとする。</p> <p>新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものとする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とするものとする。</p> <p>新株予約権を行使できる期間 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとするものとする。</p> <p>新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>ア.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>イ.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記アの資本金等増加限度額から前記アに定める増加資本金の額を減じた額とするものとする。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>ア.当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>イ.新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得するものとする。</p>
--------------------------	---

最近事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、これらの事項に変更はありませんが、提出日の前月末現在から本書提出日現在(2021年3月19日)にかけて変更された事項については、本書提出日現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(省略)

### 第3回新株予約権

決議年月日	2018年9月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社子会社取締役 1 当社従業員 63 (注)4 .
新株予約権の数(個)	101 (注)1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,200[40,400] (注)1 . 3 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	695[348] (注)2 . 3 .
新株予約権の行使期間	自 2020年9月7日 至 2028年9月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 695[348] (注)2 . 3 . 資本組入額 347.5[174] (注)2 . 3 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りでない。 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数          残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類          再編対象会社の普通株式とするものとする。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものとする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とするものとする。</p> <p>新株予約権を行使できる期間 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとするものとする。</p> <p>新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>ア.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>イ.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記アの資本金等増加限度額から前記アに定める増加資本金の額を減じた額とするものとする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>ア.当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>イ.新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得するものとする。</p>
--------------------------	--

最近事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、これらの事項に変更はありませんが、提出日の前月末現在から本書提出日現在(2021年3月19日)にかけて変更された事項については、本書提出日現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(省略)

#### 第4回新株予約権

決議年月日	2019年9月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 23 (注)4 .
新株予約権の数(個)	31 (注)1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,200[12,400] (注)1 . 3 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	705[353] (注)2 . 3 .
新株予約権の行使期間	自 2021年9月19日 至 2029年9月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 705[353] (注)2 . 3 . 資本組入額 352.5[177] (注)2 . 3 .
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とするものとする。</p> <p>新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものとする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とするものとする。</p> <p>新株予約権を行使できる期間 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとするものとする。</p> <p>新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>ア.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>イ.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記アの資本金等増加限度額から前記アに定める増加資本金の額を減じた額とするものとする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>ア.当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>イ.新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得するものとする。</p>

最近事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、これらの事項に変更はありませんが、提出日の前月末現在から本書提出日現在(2021年3月19日)にかけて変更された事項については、本書提出日現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(省略)

## 第5 【経理の状況】

### 1 【連結財務諸表等】

#### (1) 【連結財務諸表】

##### 【注記事項】

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

#### 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

##### (2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

(訂正前)

(省略)

##### 単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	82.5	82.5	347.5	352.5
行使時 平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日 における公正な 評価単価 (円)	-	-	-	-

(注) 2020年9月29日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)、2021年3月2日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

(省略)

(訂正後)

(省略)

##### 単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	83	83	348	353
行使時 平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日 における公正な 評価単価 (円)	-	-	-	-

(注) 2020年9月29日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)、2021年3月2日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

(省略)

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

(訂正前)

(省略)

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	82.5	82.5	347.5
行使時 平均株価 (円)	-	-	-
付与日 における公正な 評価単価 (円)	-	-	-

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	352.5	500	500
行使時 平均株価 (円)	-	-	-
付与日 における公正な 評価単価 (円)	-	-	-

(注) 2020年9月29日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)、2021年3月2日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

(省略)

(訂正後)

(省略)

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	83	83	348
行使時 平均株価 (円)	-	-	-
付与日 における公正な 評価単価 (円)	-	-	-

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	353	500	500
行使時 平均株価 (円)	-	-	-
付与日 における公正な 評価単価 (円)	-	-	-

(注) 2020年9月29日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)、2021年3月2日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

(省略)

## 第四部 【株式公開情報】

### 第2 【第三者割当等の概況】

#### 2 【取得者の概況】

(訂正前)

##### 新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
秋田 誠	神奈川県相模原市南区	会社員	1,000	705,000 (705)	当社の執行役員 (注)1.

- (注) 1. 秋田 誠は当社執行役員でありましたが、2020年12月25日付で当社の取締役に選任されたため、特別利害関係者等(当社の取締役)となっております。
2. 2020年9月11日開催の取締役会決議により、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。
3. 開示府令の2号の4様式の記載要領(25)の第三者割当等の概況のb(a)に従い、1,000株以下となる当社従業員(特別利害関係者等を除く)の記載を省略し、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数を欄外に記載しております。  
なお、記載を省略した従業員は18名であり、その株式の総数は5,200株であります。
4. 2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

##### 新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 2020年9月11日開催の取締役会決議により、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。
2. 開示府令の2号の4様式の記載要領(25)の第三者割当等の概況のb(a)に従い、1,000株以下となる当社従業員(特別利害関係者等を除く)の記載を省略し、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数を欄外に記載しております。  
なお、記載を省略した従業員は24名であり、その株式の総数は6,400株であります。
3. 2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

##### 新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
福德 俊弘	東京都文京区	会社役員	1,000	1,000,000 (1,000)	社外協力者

- (注) 1. 開示府令の2号の4様式の記載要領(25)の第三者割当等の概況のb(a)に従い、1,000株以下となる当社従業員(特別利害関係者等を除く)の記載を省略し、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数を欄外に記載しております。  
なお、記載を省略した従業員は2名であり、その株式の総数は1,200株であります。
2. 2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

(訂正後)

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
秋田 誠	神奈川県相模原市南区	会社員	2,000	705,000 (353)	当社の執行役員 (注)1.
中島 孝介	埼玉県三郷市	会社員	1,600	564,000 (353)	当社従業員
中井 大輔	東京都渋谷区	会社員	1,600	564,000 (353)	当社従業員
佐藤 隼人	東京都世田谷区	会社員	1,200	423,000 (353)	当社従業員

- (注) 1. 秋田 誠は当社執行役員でありましたが、2020年12月25日付で当社の取締役に選任されたため、特別利害関係者等(当社の取締役)となっております。
2. 2020年9月11日開催の取締役会決議により、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株の割合、2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っていることから、「割当株数」及び「価格(単価)」は2021年3月2日付株式分割後の数字に換算して記載しております。
3. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。
4. 開示府令の2号の4様式の記載要領(25)の第三者割当等の概況のb(a)に従い、1,000株以下となる当社従業員(特別利害関係者等を除く)の記載を省略し、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数を欄外に記載しております。
- なお、記載を省略した従業員は15名であり、その株式の総数は6,000株であります。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
小峰 哲	東京都世田谷区	会社員	1,600	800,000 (500)	当社従業員
長洲 光男	東京都墨田区	会社員	1,600	800,000 (500)	当社従業員
佐藤 秀行	埼玉県さいたま市見沼区	会社員	1,200	600,000 (500)	当社従業員

- (注) 1. 2020年9月11日開催の取締役会決議により、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株の割合、2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っていることから、「割当株数」及び「価格(単価)」は2021年3月2日付株式分割後の数字に換算して記載しております。
2. 開示府令の2号の4様式の記載要領(25)の第三者割当等の概況のb(a)に従い、1,000株以下となる当社従業員(特別利害関係者等を除く)の記載を省略し、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数を欄外に記載しております。
- なお、記載を省略した従業員は21名であり、その株式の総数は8,400株であります。

## 新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
福德 俊弘	東京都文京区	会社役員	2,000	1,000,000 (500)	社外協力者

(注) 1. 2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っていることから、「割当株数」及び「価格(単価)」は2021年3月2日付株式分割後の数字に換算して記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

3. 開示府令の2号の4様式の記載要領(25)の第三者割当等の概況のb(a)に従い、1,000株以下となる当社従業員(特別利害関係者等を除く)の記載を省略し、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数を欄外に記載しております。

なお、記載を省略した従業員は1名であり、その株式の総数は800株であります。

## 第3 【株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
橋本 光伸 1、2	(省略)	498,800	20.33
	神奈川県川崎市高津区		
	(省略)		

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
橋本 光伸 1、2	(省略)	498,800	20.93
	神奈川県川崎市高津区		
	(省略)		